

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

「見える化要件」とは・・・

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、障害福祉・介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。



職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

分類	職場環境要件項目	当法人での取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	法人独自の資格取得支援制度を導入。国家資格にかかる費用の一部助成、スクーリング等の通学に際しての就業免除を実施
	研修受講やキャリア段位制度と人事考課の連動	法人内外の研修受講を奨励し、姿勢および取り組みを評価
	小規模事業所の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	事業所間の事務作業を一元化し効率化を図っており、介護職員においては交換研修を実施
労働環境・処遇の改善	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度の導入	入職後の研修の充実、また新人職員においては先輩職員付添のもと教育を行なうため、未経験者でも安心して働ける職場環境の提供。また、人事担当が若手職員との定期面談を実施
	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入	各種リフトの導入及びノーリフトケアの推進、職員の外部研修の参加
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備	仕事と子育ての両立を促し、育児休業やシフト及び配属を配慮。テレワークを導入
その他	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理論の見える化	法人ホームページへの経営理念の掲載。法人職員研修において経営理念および倫理綱領についての講義を実施
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	業務の切り出しと職場環境の見直しを実施、法人内全拠点での雇用を実現
	非正規職員から正規職員への転換	各々の働き方を尊重しつつ、正規職員への転換を積極的に実施している

